

※ 受理年月日		令和	年	月	日
※ 受理番号					
※ 認定年月日		令和	年	月	日
※ 認定書番号					

認 定 申 請 書

令和 年 月 日

和歌山県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 込 者	本 籍				
	住 所	(〒 -)		都道府県	
		電話 () -		(自宅・携帯)	
	ふりがな			性 別	男・女
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生		写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	勤務先その他 の連絡先	電話 () -			

実 施	※認定審査日	令和3年12月3日	※ 認定審査の結果	合 ・ 否
	※ 受検場所	和歌山市西1番地 交通センター3階 会議室		
	※ 受検番号			

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
- 3 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 意 事 項

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者